
鋼船規則検査要領

V 編

満載喫水線

要
領

2009年 第2回 一部改正

2009年12月22日 達 第74号

2009年9月25日 技術委員会 審議

2009年12月22日 達 第74号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

V 編 満載喫水線

V2 乾舷の指定及び満載喫水線の標示

V2.2 乾舷の指定及び満載喫水線の標示

V2.2.1 乾舷の指定

-10.を次のように改める。

-10. 条約満載喫水線規則の適用上、ムーンプールを備える船舶にあつては、乾舷の指定における船体の排水量に関する諸計算においてムーンプールの容積を考慮しないこと。船体横断面において、乾舷用深さ85%の位置より上方のムーンプール部の面積が、下方の面積より大きい場合には、浮力の喪失量に応じて形状乾舷を増すこと。乾舷の増分は、乾舷用深さ85%の位置より上方のムーンプール部の面積から下方の面積を減じた差分を甲板上のリセスとみなし、条約32-1規則を適用して決定すること。また、ムーンプールの頂部に閉囲された船楼がある場合には、当該船楼の有効長さを減じること。

附 則

1. この達は、2010年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。